




整理番号	3-9-5-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会会場使用料		
年月日	平成30年2月26日～平成	年月日	金額 6,240円

目的	県政・県議会の話題・課題等を県民の皆様に報告する。
使途	会場使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。
<<領収書貼付枠>> 掛川市生涯学習センター会場使用料 3,780円 掛川市生涯学習センター備品使用料 2,460円 実際の使用日は5月だが、会場予約は2月、使用料は先払いである。	

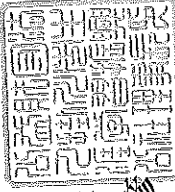
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,240円	/	6,240円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

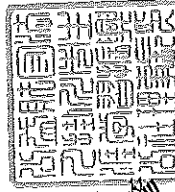
3-9-2-11

3-9-5-1


領収証

申請者	東空陽一事務所 様	
平成29年度	領収番号	第 515 号
利 用 料		
金額	7	2460
円		
但し 掛川市生涯学習センター利用料を 上記のとおり領収しました。		
平成30年 2月 26日		
公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社 理事長 杉浦靖彦 		
(印紙税法の規定により非課税)		

領収証

申請者	東空陽一事務所 様	
平成29年度	領収番号	第 1132 号
利 用 料		
金額	4	3780
円		
但し 掛川市生涯学習センター利用料を 上記のとおり領収しました。		
平成30年 2月 26日		
公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社 理事長 杉浦靖彦 		
(印紙税法の規定により非課税)		

指針様式第2号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (県政報告会)</p> <p style="text-align: right;">平成 30年 5月 31日</p> <p style="text-align: center;">会派名・議員氏名 自民改革会議 東堂陽一</p>						
活 動 名	県政報告会の開催 (2会場で開催)					
活動概要	<p>南部会場</p> <p>1 開催日時 平成30年5月9日(水) 19:00~20:45</p> <p>2 場 所 掛川市文化会館シオーネ</p> <p>3 参加者 70人(不特定)</p> <p>4 内 容 ① 静岡県予算の概要、県政・地域の話題・課題 ② 県議会の活動報告 ③ 質疑応答、意見交換</p> <p>北部会場</p> <p>1 開催日時 平成30年5月16日(水) 19:00~21:00</p> <p>2 場 所 掛川市生涯学習センター</p> <p>3 参加者 130人(不特定)</p> <p>4 内 容 ① 静岡県予算の概要、県政・地域の話題・課題 ② 県議会の活動報告 ③ 質疑応答、意見交換</p> <p>※県政報告のみのため、按分率は、1/1とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	証拠書番号	内 容		
	会場使用料	6,240	5-1	会場使用料及び備品使用料		
	案内チラシ折込	106,531	5-2	29,800枚×3.3円×1.08+324円		
	会場使用料	1,820	5-3	会場使用料		
	お茶	22,400	5-8	8ケース 192本		
	案内チラシ作成	92,664	5-17	34,200枚×2.5円×1.08+324円		
	合 計	229,655				
備 考	※ 添付書類 (案内チラシ) 会議資料 会議次第					

* 本概要書は、「県政報告会の開催」を行った場合に提出する。

整理番号	3-9-5-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会案内チラシ新聞折り込み代		
年月日	平成30年4月12日～平成 年 月 日	金額	106,531円

目的	県政報告会案内チラシを新聞折り込み
使途	新聞折り込み代
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 04 12		052
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥106,207
お取扱枚数		
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥324	13060085
お取扱いできない場合		

お
取
扱
店
カ
シ
ス
オ
カ
コ
フ
ク
チ
ヨ
ウ
当
座
0309745
カ
シ
ス
オ
カ
オ
リ
コ
ミ
様

ウ
ト
ウ
ヨ
ウ
イ
チ
様
TEL0537-23-3091

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	106,531円	/	
		100%	106,531円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-5-2

発行日: 2018/04/18

オリコミ配布見積書

JNo. 1804110136

1 / 1 頁

東堂陽一

様

広告主 東堂陽一

様

株式会社 静岡オリコミ

浜松支社 〒 433-8125

浜松市中区和合町220-1011

TEL 053-474-8833

FAX 053-471-8098

合計 98,340

消費税 7,867

御見積金額

¥106,207

折込日 2018年05月06日 日曜日 朝刊

サイズ A 4 部数 29,800

タイトル 県政報告会案内

担当者

見積者

会場

地区	販売店	扱部数	部数	単価	金額
菊川市	小笠 永田	1,700	50	3.300	165
	小計		50		165
掛川市	大東 松浦	3,200	3,200	3.300	10,560
	横須賀 松浦	3,800	2,700	3.300	8,910
	武藤	1,500	1,500	3.300	4,950
	松本	3,500	3,500	3.300	11,550
	風間	7,300	7,300	3.300	24,090
	神谷	4,650	4,650	3.300	15,345
	外山	6,900	6,900	3.300	22,770
	小計		29,750		98,175
	合計		29,800		98,340

整理番号	3-9-5-3
------	---------

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政報告会会場使用料		
年 月 日	平成 30 年 4 月 22 日～平成 年 月 日	金 額	1,820 円

目 的	県政・県議会の話題・課題等を県民の皆様に報告する。
使 途	会場使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。
<<領収書貼付枠>> 掛川市文化会館シオーネ会場使用料 1,820 円 会場予約は 4 月、使用料は先払いであるが、実際の使用日は 5 月であるため、今月分の請求とした。	

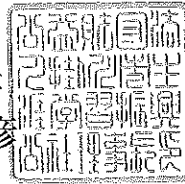
按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,820 円	/	1,820 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


3-9-5-3

領 収 証

申請者	東堂陽一様				
平成30年度	領収 番号	第	47	号	
利 用 料 金					
金 額					円
			1	0	20
但し 掛川市文化会館利用料金を上記 のとおり領収しました。					
平成30年 4 月 22 日					
公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社					
理事長 杉浦靖彦					
(印紙税法の規定により非課税)					



整理番号	3-9-5-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	平成30年5月2日～平成 年 月 日	金額	14,445円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段																																																																																
使途	平成30年5月分自動車リース料																																																																																
政務活動・ 県政との 関連性																																																																																	
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 差引残高の金額印部(「マイ・ ナス印」がある場合はお借入残 高を覆わします。) ↓ </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">年月日</th> <th style="width: 20%;">摘要</th> <th style="width: 15%;">お支払金額</th> <th style="width: 15%;">お預り金額</th> <th style="width: 20%;">差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>D30- 4-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>D30- 5- 1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td>57,780</td><td>トヨ777付カス (加)</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	1	30- 4-27					2	D30- 4-27					3	D30- 4-27					4	D30- 4-27					5	D30- 4-27					6	D30- 4-27					7	D30- 4-27					8	D30- 5- 1					9	D30- 5- 2					10	D30- 5- 2					11	D30- 5- 2		57,780	トヨ777付カス (加)		12	D30- 5- 2				
	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高																																																																												
1	30- 4-27																																																																																
2	D30- 4-27																																																																																
3	D30- 4-27																																																																																
4	D30- 4-27																																																																																
5	D30- 4-27																																																																																
6	D30- 4-27																																																																																
7	D30- 4-27																																																																																
8	D30- 5- 1																																																																																
9	D30- 5- 2																																																																																
10	D30- 5- 2																																																																																
11	D30- 5- 2		57,780	トヨ777付カス (加)																																																																													
12	D30- 5- 2																																																																																

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で利用のため	57,780円	1/4	14,445円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 3-9-5-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	ゼロの会 (政治経済意見交換会) 会費 30年4月~30年8月分		
年月日	平成30年5月2日~平成 年 月 日	金額	25,054円

会の趣旨・目的	幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにブレイクを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造する。(趣意書より)
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

飲食を伴う指針上限有り
上限の5千円を5ヶ月分充当する

5,000円×5ヶ月=25,000円
25,000円+54円 (払込手数料)
=25,054円

かけしん全国しんさんネット
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年号	30.05.02	取扱店番・受付番号	151302557-0036
お取引店		お取引店	口座番号
お取引金額	1000円	お取引金額	500円
お取引手数料	54円	お取引金額	100円
お取引手数料	54円	お取引金額	5円
お取引手数料	54円	お取引金額	1円
お取引手数料	54円	お取引金額	50.000*
お取引手数料	54円	お取引金額	50.000*
お取引手数料	54円	お取引金額	50.000*
お取引手数料	54円	お取引金額	50.000*

お取引店 かけしん 全国しんさんネット
お取引店番 151302557-0036
お取引店名 かけしん 全国しんさんネット
お取引店住所 東京都千代田区千代田 1-1-1
お取引店電話 03-3541-1111
お取引店FAX 03-3541-1111
お取引店Eメール keshin@keshin-net.jp
お取引店URL www.keshin-net.jp
お取引店営業時間 10:00~18:00 (年中無休)
お取引店お問い合わせ先 03-3541-1111
お取引店お問い合わせ先Eメール keshin@keshin-net.jp
お取引店お問い合わせ先URL www.keshin-net.jp

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由: 全て政務活動にかかるものである。 (指針上限を充当する)	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	25,054円	100%	25,054円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ゼロの会

趣意書

急速な開発が予想される当地にあつて、幅広く政治・経済・文化の情報交換と勉強会を重ね、互いにプレーンを持ち合い、会員各個がそれぞれの基盤で、夢のある個性的な活動を創造するために、この会を発足させる。



会 則

1. この会を、「ゼロの会」という。
2. この会の事務所は、当面、静岡県掛川市中央2丁目18の5 くるみ学園内に置く。
3. 会の趣旨に賛同し、新たに会員となる者は、3ヶ月の予備期間を経て、会員の8割以上の賛意を得なければならない。
4. この会の役員には、会長1名、幹事長1名、事務局長1名、監査2名を置き、任期は2年とし再任を妨げない。
5. この会には、顧問を置くことができる。
6. この会が行う事柄の決定は、会員総数の過半数の出席率(委任状を含む)で、その8割以上の賛同を必要とする。
7. 会議議事録を作成する。
8. この会の運営に要する費用は、会員の入会金及び会費をもってこれに充てる。
9. この会は、次の書類を常に事務所に備えて置くものとする。
 - (1) 趣意書及び会則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証票類
 - (4) 議事録
 - (5) その他必要な書類及び帳簿

附 則

1. この会則は、平成6年4月1日から実施する。
2. この会の入会金は20,000円、会費は月額10,000円とし、所定の口座へ振込むものとする。(自動引落手続きの上、当月分当月4日迄に)

整理番号	3-9-5-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)



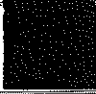
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読		
年月日	平成30年5月7日～平成 年 月 日	金額	4,037 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集																																																		
使途	平成30年4月分購読料																																																		
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。																																																		
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">13</td> <td style="width: 20%;">D30- 5- 2</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>D30- 5- 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>D30- 5- 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td>D30- 5- 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td>D30- 5- 7</td> <td>新聞代</td> <td>4,037 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18</td> <td>D30- 5- 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td>30- 5- 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td>D30- 5- 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">21</td> <td>D30- 5- 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22</td> <td>D30- 5- 7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td>D30- 5-14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">24</td> <td>D30- 5-16</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">*領収書記入金の場合のお戻しができる予定日の説明 摘要欄 払戻し可能予定日 地券 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「*」 取立 摘要日付の当日以後 のついた取引については消記願いたします。</p>				13	D30- 5- 2			14	D30- 5- 2			15	D30- 5- 2			16	D30- 5- 2			17	D30- 5- 7	新聞代	4,037 円	18	D30- 5- 7			19	30- 5- 7			20	D30- 5- 7			21	D30- 5- 7			22	D30- 5- 7			23	D30- 5-14			24	D30- 5-16		
13	D30- 5- 2																																																		
14	D30- 5- 2																																																		
15	D30- 5- 2																																																		
16	D30- 5- 2																																																		
17	D30- 5- 7	新聞代	4,037 円																																																
18	D30- 5- 7																																																		
19	30- 5- 7																																																		
20	D30- 5- 7																																																		
21	D30- 5- 7																																																		
22	D30- 5- 7																																																		
23	D30- 5-14																																																		
24	D30- 5-16																																																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,037 円	/	
		100%	4,037 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-5-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	平成30年5月7日~平成 年 月 日	金額	6,825 円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段																																																		
用途	平成30年5月分事務所複合機リース料																																																		
政務活動・ 県政との 関連性																																																			
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>13</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>D30- 5- 2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>D30- 5- 7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>D30- 5- 7</td><td>13,650</td><td>SMTA</td></tr> <tr><td>19</td><td>30- 5- 7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>D30- 5- 7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>D30- 5- 7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>D30- 5- 7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>D30- 5-14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>D30- 5-16</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">*証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 摘要欄 払戻し可能予定日 他 券 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」 取 立 摘要日付の当日以後 のついた取引については再記載いたします。</p>				13	D30- 5- 2			14	D30- 5- 2			15	D30- 5- 2			16	D30- 5- 2			17	D30- 5- 7			18	D30- 5- 7	13,650	SMTA	19	30- 5- 7			20	D30- 5- 7			21	D30- 5- 7			22	D30- 5- 7			23	D30- 5-14			24	D30- 5-16		
13	D30- 5- 2																																																		
14	D30- 5- 2																																																		
15	D30- 5- 2																																																		
16	D30- 5- 2																																																		
17	D30- 5- 7																																																		
18	D30- 5- 7	13,650	SMTA																																																
19	30- 5- 7																																																		
20	D30- 5- 7																																																		
21	D30- 5- 7																																																		
22	D30- 5- 7																																																		
23	D30- 5-14																																																		
24	D30- 5-16																																																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	13,650 円	1/2	6,825 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-5-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会お茶代		
年月日	平成30年5月8日～平成 年 月 日	金額	22,400円

目的	県政・県議会の話題・課題等を県民の皆様に報告する。
使途	お茶代
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。
<<領収書貼付枠>> 購入：8ケース=192本で22,400円、@116円/本	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	22,400円	/	22,400円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-5-8

領 収 証

東堂 陽一 殿

平成 30 年 5 月 8 日

¥ 22,400-

但し お茶代

上記の金額正に領収しました

内	訳
現金	✓
小切手	
手形	
振込	

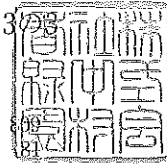
株式会社 中村香緑園

〒436-0221 静岡県掛川市上垂木137-28

電話 <0537> 26-2310 (代)

FAX <0537> 26-3570

取引銀行 静岡銀行掛川西支店 当座 No. 60
掛川信用金庫桜木支店 当座 No. 84



整理番号	3-9-5-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	平成30年5月10日～平成 年 月 日	金額	692円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使途	平成30年4月請求分電話料		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> $(2,200+38+21+250+50+2) \times 1.08=2,766$			
	13	30-04-20	
	14	30-04-23	
	15	30-04-26	
	16	30-04-27	
	17	30-05-01	
	18	30-05-02	
	19	30-05-09	
	20	30-05-10	
	21	30-05-10	200 13,168 シミスLCカードJ
	22	30-05-14	
	23	30-05-21	
	24		
	記号説明		◎ 証券類のご入金については、お支払金額欄に「タケン」と表示し、お支払いができる予定日
	900	現金入金 980	を記入いたします。なお、支払可能時刻は、 当店へご照会ください。
	800	振替入金 970	
	100	現金出金 960	
	200	振替出金 880	
		他店券入金	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、私用で利用のため	2,766円	1/4	692円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料(計)			
10,280	10,280	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)			
421	38	FOMAポケット通信料 [iモード等]	合 算
	21	FOMA・SMS通信料	合 算
	60	Xi・SMS通信料	合 算
	632	国内通話料(ドコモ光電話)	合 算
	-480	当月無料通話適用額(ドコモ光電話)	合 算
	150	他社接続料(ドコモ光電話)	合 算
◇ポケット定額料等(計)			
1,400	2,000	Xiポケット定額料(データバック)	合 算
	-600	Xiポケット定額料(ずっとドコモ割)	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)			
-105	2,260	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	250	番号案内料	合 算
	50	請求書発行手数料	合 算
	-2,673	月々サポート適用額	内 税
	8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額(計)			
1,172	1,172	消費税等相当額(合計)	
◇合計			
13,168	13,168	合計 (3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
[REDACTED]			
ご利用期間(3/1~3/31)			
◇基本使用料(計)			
2,200	2,200	カケホーダイプラン(ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料(計)			
59	38	FOMAポケット通信料 [iモード等]	合 算
	21	FOMA・SMS通信料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)			
1,582	300	iモード利用料	合 算
	400	ケータイデータお預かりサービス利用料	合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料(380)	合 算
	500	ネットトータルサポート利用料	合 算
	250	電話番号案内料(104)	合 算
	50	請求書発行手数料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額(計)			
307	307	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計			
4,148	4,148	合計	

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

3-9-5-9

4T1E1B

00205770

(3/4 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		<p><NTTドコモからのお知らせ></p> <p>○継続利用期間は、3月末で 21年5か月となりました。</p> <p>○カケホーダイプランのご契約期間は3月末で 1か月となりました。</p> <p>○当月の無料対象メールのバケット数のお知らせ 割引グループ内iモードメールは 65バケット</p> <p>○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,591円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ 現在のステージは、 シルバーステージです。 (ポイント対象金額1000円につき10pt)</p> <p>○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2018年3月31日現在)</p>	

3-9-5-9

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。 2018年 4月25日

カード名称	SHIMIZU With Card	
カード番号(一部非表示)	[REDACTED]	
今回のお支払日	2018年 5月10日(木)	
今回のお支払金額合計	1口	13,168円

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座番号(一部非表示)	[REDACTED]
口座名義	[REDACTED]

2018年 4月15日 現在



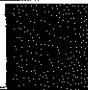
PONTAポイント	
当月獲得ポイント	65
当月ボーナスポイント	0

Pontaポイントについて
 ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	摘要
2018/3/31	<<ショッピング取組(国内)>> ドコモご利用料金 4月分	13168	1回	13168	
2018/4/	<<その他>> カード年会費	0		0	割引額1,350円/税込 年会費無料対象のため請求はありません。
	◆お支払小計			13168	
	◆◆今回のお支払金額総合計			13168	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、A1=A-ナス1回払い、A2=ショッピングA1戻し払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングストア払い、CJ=キャッシング戻し払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い
 ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●QUICPayIDの上4桁(0100)は非表示 ●法人カードの下4桁は「****」と表示され、実際のカード番号とは異なります

整理番号	3-9-5-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	平成30年5月10日～平成 年 月 日	金額	4,053 円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段																																																		
使途	平成30年4月請求分電話料																																																		
政務活動・ 県政との 関連性																																																			
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 20%;">30-04-20</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>30-04-23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>30-04-26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>30-04-27</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>30-05-01</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>30-05-02</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>30-05-09</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>30-05-10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>30-05-10</td> <td>200</td> <td>13,168 シェア"LCカート"J</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>30-05-14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>30-05-21</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				13	30-04-20			14	30-04-23			15	30-04-26			16	30-04-27			17	30-05-01			18	30-05-02			19	30-05-09			20	30-05-10			21	30-05-10	200	13,168 シェア"LCカート"J	22	30-05-14			23	30-05-21			24			
13	30-04-20																																																		
14	30-04-23																																																		
15	30-04-26																																																		
16	30-04-27																																																		
17	30-05-01																																																		
18	30-05-02																																																		
19	30-05-09																																																		
20	30-05-10																																																		
21	30-05-10	200	13,168 シェア"LCカート"J																																																
22	30-05-14																																																		
23	30-05-21																																																		
24																																																			
記号説明 900 現金入金 980 800 振替入金 970 100 現金出金 950 200 振替出金 980		◎証券類のご入金については、お支払金額欄に「タケン」と表示し、お支払いができる予定日を記入いたします。なお、支払可能時刻は、当店へご照会ください。																																																	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	8,106 円	1/2 %	4,053 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料 (計)			
10,280	10,280	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)			
421	38	FOMAポケット通信料 [iモード等]	合 算
	21	FOMA・SMS通信料	合 算
	60	Xi・SMS通信料	合 算
	632	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
	-480	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
	150	他社接続料 (ドコモ光電話)	合 算
◇ポケット定額料等 (計)			
1,400	2,000	Xiポケット定額料 (データバック)	合 算
	-600	Xiポケット定額料 (ずっとドコモ割)	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)			
105	2,260	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	250	番号案内料	合 算
	50	請求書発行手数料	合 算
	-2,673	月々サポート適用額	内 税
	8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)			
1,172	1,172	消費税等相当額 (合計)	
◇合計			
13,168	13,168	合計 (3回線請求分)	

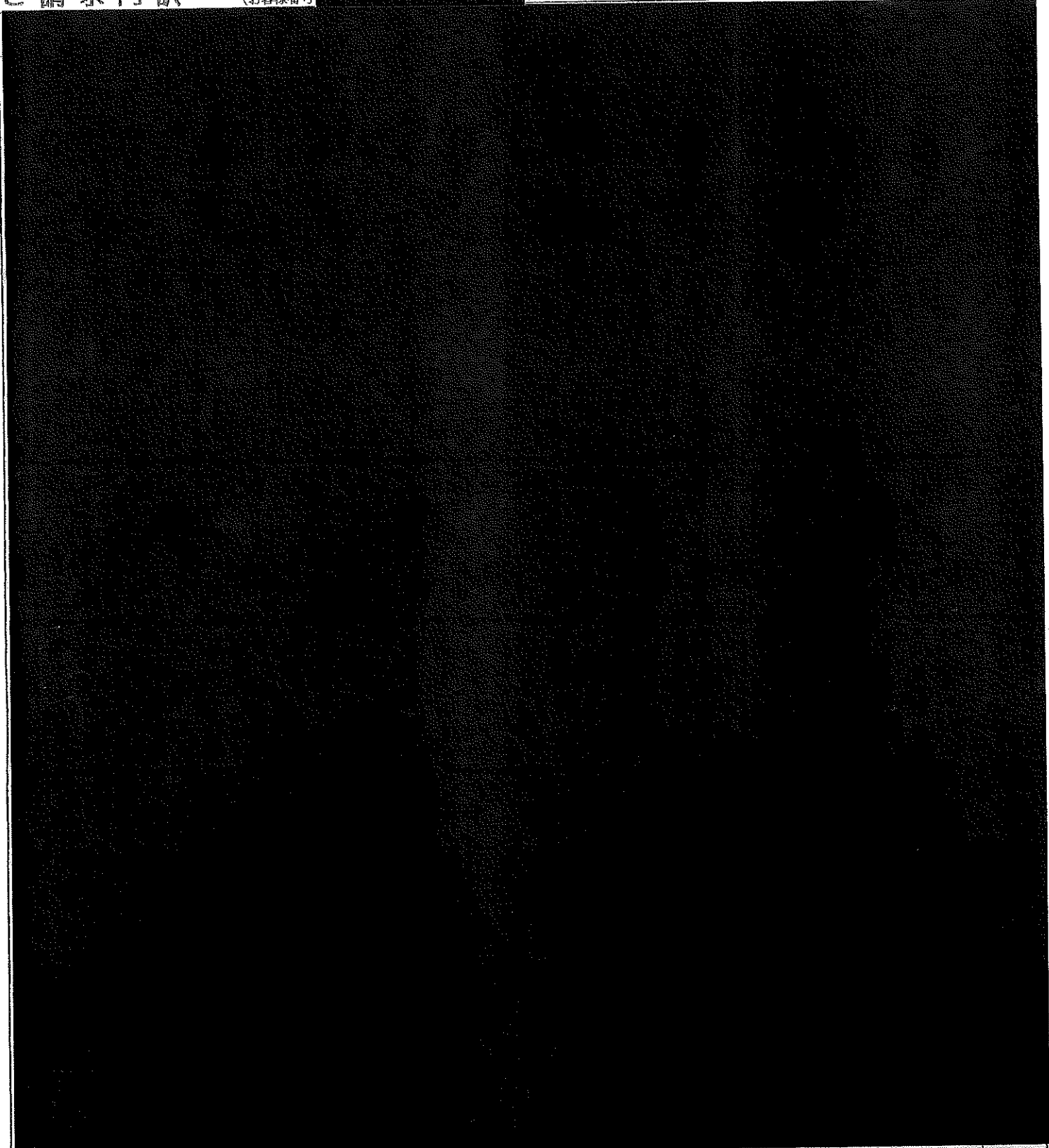
本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。

詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。

TEL: 011-2311-1111 FAX: 011-2311-1112

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])



◆ [REDACTED]		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料 (計) 6,900	5,400 0	戸建・タイプB/西 (参考) TNC利用	ポイントは翌月の進呈になります。
◇通話料・通信料 (計)	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料	480円の通話料を含みます。 光電話番号: 0537-23-3091
			合 算 合 算



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 4月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	302	632	国内通話料 2月ご利用分	合算
		480	無料通話適用分 2月ご利用分	合算
		150	他社接続料 2月ご利用分	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	304	200	ダブルチャネル	合算
		100	追加番号 1契約	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
		2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号) 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)	600	600	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計	8,106	8,106	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、3月末で 1年6か月となりました。	
			○ドコモ光/戸建のご契約期間は3月末で 1年6か月となりました。	

整理番号	3-9-5-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年月日	平成30年5月13日～平成 年 月 日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	子どもの読書活動の計り知れない価値を認識し、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。
※ 添付書類： <u>団体の会則</u> ・事業概要・その他 ()	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-5-11

領収証

平成30年5月13日

50 東堂 陽一 様

¥ 1,000 *

但 平成30年度 会費

上記金額正に領収しました

掛川市子どもの読書活動を考える会



掛川市子どもの読書活動を考える会 会則

名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。（事務局長宅）

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,000円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正

平成17年5月14日 一部修正

領 収 書

Receipt 様

領収年月日 2018.5.14
金額 ¥1,700 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(30836 1枚)
東海旅客鉄道株式会社

静岡駅
静岡駅MV-8発行 40837-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書

(ご利用明細書)

有効駐車時間

2018年05月14日 21:54まで

現金精算

金 400 円也

残ポイント:470

精算時刻:2018年05月14日:09:54

承認NO:453-791-2655-63041

スペースECO 掛川駅前第5

駐車場NO:01545

株式会社 スペース24
<http://www.space24.co.jp>

駅-No 51201160 領収書-No 9
窓口-No 761

領 収 書

様

金額 ¥1,700円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年 5月14日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員



整理番号	3-9-5-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	掛川国際交流センター年会費		
年月日	平成 30年 5月 15日~平成 年月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた意見、知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-05-1523235	977	A93130002
取扱店	振込口座	料金額
サクラギ	00890-2 168277	*3,000
振替受付票	*0	

振替受付票
私込みの証拠と
なるものに保存し
て下さい。消費
税等は含まれ
ていません。(ゆうちょ銀行)

現金	振込	合計
0	3,000	3,000

入金額 *10,000
おつり *7,000

東堂陽一様
目録
印紙税申告納付につき税務署承認済

はじめの投資信託をゆうちよが応援します！

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100%	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人掛川国際交流センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人掛川国際交流センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界の様々な文化の理解及び交流の促進並びに地球市民としての共生を図る事業を行い、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 外国人への日本語・日本事情教育等の社会適応支援事業
 - ② 国際交流活動支援事業
 - ③ 国際協力推進事業
 - ④ 国際化及び国際教育啓発事業
 - ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人（以下「団体等」という。）

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をしようと入会した個人。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出するものとし、理事

長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体等が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 6人以上
- (4) 監事 2人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

- 2 理事長は業務全般を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ

め指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) その他この法人の運営に関する重要事項
- （総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び活動予算）

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（予備費の設定及び使用）

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ法第25条第3項目に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものにかぎる）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 前項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において議決承認された者に譲渡されるものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条2第1項に規定する貸借対照表の公告については、掛川国際交流センターホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員(年会費) 個人一口 3,000円・団体等一口10,000円
 - (2) 賛助会員(年会費) 個人一口 2,000円・団体等一口 5,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。

定款変更

平成18年7月1日

第1章(事務所)第2条 (旧)「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市上内田2040に置く」
 →(新)「この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く」




- 1 この定款は、2012年6月16日から施行する。
- 1 この定款は、所轄庁の認証日2012年12月17日から施行する。
- 1 この定款は、2019年6月24日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	平野正俊
副理事長	滝沢恵子
理事	高木敏男
理事	溝口博之
理事	保崎則雄
理事	内藤文子
理事	熊谷まり子
監事	梅田文子
監事	榛葉幸宏

整理番号	3-9-5-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)



(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内 容	日中友好国際交流の会年会費		
年 月 日	平成 30 年 5 月 16 日～平成 年 月 日	金 額	1,054 円

会の趣旨・目的	日中友好を願う各界各層の人々が、思想・信条・政党政派の違いを越えて、日中両国民の相互の理解と友好を深め、もって、日本と世界の平和に貢献する。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

かけしん 全国しんさんネット
お取引明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	30 05 16	取次店番・宛付番号	15130127-0041
お取引店		口座番号	
お取引金額	15円券 5千円券 千円券 600円 100円 50円	お取引出上り円換	10円 15円 1円
手数料	¥54	お取引金額	¥1,000*
時刻	11:18	説明コード	お取引後残高

掛川信用金庫
掛川信用店
大 東 支 0001123854
お取引人 マツモトカメツロウノカイ様
お取引先 トウトウ ヨウイチ様 0537-23-3091

掛川信用金庫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,054 円	/	
		100%	1,054 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会会則

(名称)

第1条 この会は、松本亀次郎記念 日中友好国際交流の会（以下「会」という。）といい、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、松本亀次郎の功績を顕彰・研究するとともに、その精神を引き継ぎ、日中友好・国際友好・国際性豊かな人づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 会は、目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 松本亀次郎の功績の紹介、啓発及び研究
- (2) 日中友好交流
- (3) 国際友好交流
- (4) 国際性豊かな人づくり
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員の区分及び会費等は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 この会の目的に賛同する者 会費 1,000 円（年間）
- (2) ボランティア会員 この会の目的に賛同しボランティア活動等をする者
- (3) 特別会員 この会に特別な支援や貢献があり、会長が認める者

(役員)

第5条 会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人

2 役員の内任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 会には、顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 事務局長は、事務を行う。

- 5 会計は、会の経理を行う。
- 6 監事は、会の経理を監査する。

(会議)

第8条 会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 役員会(ただし、監事の出席を要しない。)は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数以上の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(会議の権能)

第9条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 会則の制定改廃
 - (2) 活動報告及び決算報告
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他会長が重要と認める事項
- 2 役員会は、次の事項を決定する。
 - (1) 活動計画及び予算
 - (2) その他会務の執行に関する事項

(会計)

第10条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会 費
 - (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
- 2 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。




(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定 める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年10月14日から施行する。

整理番号	3-9-5-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	平成 30 年 5 月 19 日～平成 年 月 日	金額	13,167 円

目的	海外視察時などに会話をするための音声翻訳機購入
使途	音声翻訳機購入料
政務活動・ 県政との 関連性	海外視察時あるいは海外からの静岡県視察者などの会話が必要であるが、お互いに会話が十分にできない、あるいは通訳が利用できない場合に、本機をその会話に利用し、その結果を県議会の質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>> SIM 代 (2 年) の為 ・ 32,184 - 10,800 = 21,384 (本体代) ・ 10,800 × 11 / 24 = 4,950 (H30 年 5 月 ~ H31 年 3 月、11 か月分) ・ 21,384 + 4,950 = 26,334	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用で使用するため	26,334 円	1/2	13,167 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

発行日：2018年5月24日21時50分

宛名：東堂陽一事務所 様

金額：32,184円 (税込)

但し書き：POCKETALK (ポケットーク) ホワイト+専用グローバルSIM (2年) 代として

お支払い方法：クレジットカードご利用

領収日：2018年5月19日

注文番号：2018051921512475

上記、正に領収いたしました。

ソースネクスト株式会社

東京都港区東新橋1-5-2
汐留シティセンター33階

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。



「POCKETALK(ポケットーク)」専用シリコンケース

【 「POCKETALK (ポケットーク)」 導入予定企業 】

「POCKETALK (ポケットーク)」は、家電量販店での販売はもちろん、法人様の社員利用や、レンタルサービスとしてエンドユーザーへ貸出しするなど多くの企業(10月23日時点)での取扱いが決定しています。今後も提供先を拡大していく予定です。



【 ソラコム社について 】

株式会社ソラコムは、通信プラットフォーム「SORACOM」を提供しています。「SORACOM Air for セルラー」は、データ通信SIMを提供し、1回線からリーズナブルにセルラー通信をご利用いただける他、ブラウザやAPIで回線の一括操作・管理が可能です。ウェブサイト：<https://soracom.jp/>

「POCKETALK (ポケットーク)」の製品概要

- 製品名 : 「POCKETALK (ポケットーク)」
- 価格 : 24,800円 (税別)
- 製品名 : 「POCKETALK (ポケットーク) + 専用グローバルSIM (2年)」
- 価格 : 29,800円 (税別)
- 製品内容 : 通訳デバイス
- 販売 : ソースネクスト株式会社
- 製品情報 : <http://www.sourcenext.com/product/pocketalk/>

- <同梱物>
- 充電用ケーブル(microUSB)
 - ユーザー・マニュアル
 - スタート・ガイド
 - 専用グローバルSIM (専用グローバルSIM同梱モデルの場合)

「専用グローバルSIM (2年)」

- 価格 : 10,000円 (税別)
- 提供元 : 株式会社ソラコム
- 販売 : ソースネクスト株式会社

「POCKETALK (ポケットーク)」の動作環境

- プロセッサ : クアッドコア 1.3GHz ARM7
- メモリ (ROM) : 8GB
- メモリ (RAM) : 1GB
- ディスプレイ : 1.3 インチ画面、320×320 ピクセル
- SIM規格 : nano-SIM (当社指定のSIM以外はサポート対象外です)
- ワイヤレス通信 : Wi-Fi : 802.11b/n 3G : W-CDMA (850/1900/2100MHz)
日本国内では2100MHz (docomo) で利用可能
- マイク : ノイズキャンセリング機能搭載の内蔵デュアルマイク
- オーディオ : 外部オーディオ/マイク対応3.5mmプラグ
内蔵ダイナミックスピーカー
- 動作時間 : 待機時 : 約5日間 連続翻訳時 : 約6時間
- 使用温度 (充電時) : 0℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
- 使用温度 (利用時) : -20℃~45℃ (ただし、結露がないこと)
- インジケータ色 : 赤、青、緑
- 寸法 : 110×60×16mm 約90グラム

コピーライト表記について

3-9-5-16

018916

請求書


東堂陽一 事務所 様

静岡新聞・静岡放送・中日新聞 広告代理店 宣伝企画・デザイン・撮影・印刷

平成30年 4月25日

creative agency
abisano
 株式会社 アビスノ
 〒436-0038 静岡県掛川市領家864-1
 TEL0537-24-2301・FAX0537-24-8002



営業担当


掛川信用金庫 下俣支店 普通 No.1037102
 静岡銀行 掛川支店 普通 No.0437938
 磐田信用金庫 掛川支店 普通 No.5028900
 ゆうちょ銀行 記号12300 番号 22791741
 口座名義 株式会社アビスノ

品名	数量	単価	金額	摘要
県議会報告25号	34200		4,563.00	
B3・4Pカラー印刷・折入封筒入山 4200枚				
消費税			365.04	
合計			4,928.04	

整理番号	3-9-5-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会案内チラシ作成代		
年月日	平成30年5月21日～平成	年月日	金額 92,664円

目的	県政報告会案内チラシを作成
使途	案内チラシ作成代、印刷費、折り・封筒入れ4,200枚
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号		
30:05:21	050		
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店 お取引内容 お取引金額			
0317	お引出し	¥92,340	
お取扱枚数 *****			
おつり		残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥324	10220090	

お振込先
ス`オカ
カケカ`ワ
普通 0437938
カ)アヒ`サレ 様
ウト`ウ ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	92,664円	100%	92,664円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

018917

請求書

東堂陽一 事務所様

静岡新聞・静岡放送・中日新聞 広告代理店 宣伝企画・デザイン・撮影・印刷

平成30年 4月 25日

creative agency
abisare
 株式会社 **アビス**



T436-0038 静岡県掛川市領家864-1
 TEL0537-24-2301・FAX0537-24-8002

営業担当


掛川信用金庫 下俣支店 普通 No.1037102
 静岡銀行 掛川支店 普通 No.0437938
 輪田信用金庫 掛川支店 普通 No.5028900
 妙うち銀行 記号12300 番号 22791741
 口座名義 株式会社アビス

品名	数量	単価	金額	摘要
県政報告会 案内チラシ (A4・3つ折!)	34200	2.50	85500	
消費税			6840	
合計			92340	

整理番号	3-9-5-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	封筒作成代		
年月日	平成30年5月21日～平成 年 月 日	金額	36,180円

目的	県議会報告を発送するための封筒作成
使途	長形3号封筒作成代
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 21		050
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥35,856
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥324	10:25:09
		お取引できない場合

お振込先明細
ス〃オカ
カケカ〃ワ
普通 0437938
アヒ〃サレ 様

お取引先
ウト〃ウ ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動のみに使用	36,180円	100%	36,180円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-5-18

018918

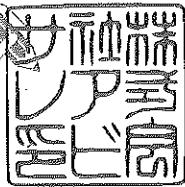
請求書

静岡新聞・静岡放送・中日新聞 広告代理店 宣伝企画・デザイン・撮影・印刷

creative agency
abisare

株式会社 アビス

〒436-0038 静岡県掛川市領家864-1
TEL0537-24-2301・FAX0537-24-8002



東堂陽一事務所様

平成30年 4月25日

営業担当



掛川信用金庫 下俣支店 普通 No.1037102
静岡銀行 掛川支店 普通 No.0437938
磐田信用金庫 掛川支店 普通 No.5028900
ゆうちょ銀行 記号12300 番号 22791741
口座名義 株式会社アビス

品名	数量	単価	金額	摘要
封筒<長3-80>	4000	8.30	33200	
(ハイソケット テ-70付)				
消費税			2656	
合計			35856	

整理番号	3-9-5-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請精等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	平成 30 年 5 月 25 日～平成	年 月 日	金 額 3,800 円

目 的	県道工事についての調査
使 途	交通費 (新幹線掛川駅～新幹線静岡駅) および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県道工事の施策や現状について調査し、県民の利便性の向上、地域振興を図るとともに、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》




領 収 書
Receipt
領収年月日 2018.-5.25 様
金 額 ￥3,400 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(50544, 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
掛川駅
掛川駅-MV3発行 60545-01
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書
(ご利用明細書)
有効駐車時間
2018年05月25日 21:54まで
現金精算
金 400 円也
残ポイント:550
精算時刻:2018年05月25日 09:54
承認NO:454-191-2623-12993
スペースECO 掛川駅前第5
駐車場NO:01545
株式会社 スペース24
<http://www.space24.co.jp>

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,800 円	100%	3,800 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-5-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	電話機リース料		
年 月 日	平成 30 年 5 月 25 日～平成 年 月 日	金 額	3,942 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使 途	平成 30 年 4 月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

		普通預金 (兼お借入明細)		<small>差引残高の金額がマイナス(マイナスイ)がある場合はお借入残高を表わします。</small>	
年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引	残 高
1 30- 5-16					
2 D30- 5-16					
3 30- 5-16					
4 D30- 5-21					
5 D30- 5-21					
6 D30- 5-25		7,884	NTT7アイトスカ		
7 D30- 5-28					
8 D30- 5-28					
9 30- 5-28					
10					
11					
12					

按 分 の 理 由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,884 円	1/2 %	3,942 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-5-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・懇談等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	平成 30年 5月 28日～平成 年 月 日	金額	16,308 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様へ発信する。
使途	平成30年5月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 05 28		049
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥108105	10183

お振込先明細・ご案内

システム
ササカセ
普通 0480639
イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様
トウト`ウ ヨウイチ 様
TEL0537-23-3091

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

NO. 201805-21

平成 30年 5月 25日

御 請 求 書

東堂陽一 様

Imacro Design

イマクロデザイン

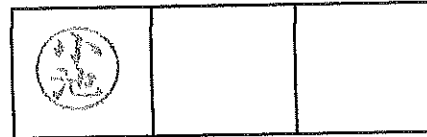
〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136

TEL 053-422-7017 / FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申し上げます。

合計金額 ¥16,200



品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
H30年5月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

整理番号	3-9-5-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡新聞購読		
年 月 日	平成 30年 5月 28日～平成 年 月 日	金 額	1,490 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	平成30年5月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



普通預金 (兼お借入明細)

差引残高の金額頭部に「マイナス印」がある場合はお借入残高を表わします。

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1 30- 5-16				
2 D30- 5-16				
3 30- 5-16				
4 D30- 5-21				
5 D30- 5-21				
6 D30- 5-25				
7 D30- 5-28	新聞代	2,980	ガガマコフン	
8 D30- 5-28				
9 30- 5-28				
10				
11				
12				

按 分 の 理 由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,980 円	1/2	1,490 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

毎度ありがとうございます

様

[販売]			
120円普通切手・フジ	120円	20枚	¥2,400
小計			¥2,400
課税計			¥0
(内消費税等)			¥0)
非課税計			¥2,400
△計			¥2,400
合計			¥2,400
お預り金額			¥3,000
おつり			¥600

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 5月29日 16:52
担当：[REDACTED]
発行No. 180529J6710 端N35箱01
連絡先：桜木郵便局
TEL:0537-23-0721

領収書

毎度ありがとうございます

様

[販売]			
20円普通切手・ニホンジカ	20円	20枚	¥400
小計			¥400
課税計			¥0
(内消費税等)			¥0)
非課税計			¥400
△計			¥400
合計			¥400
お預り金額			¥1,000
おつり			¥600

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2018年 5月30日 9:01
担当：[REDACTED]
発行No. 180530J6711 端N35箱01
連絡先：桜木郵便局
TEL:0537-23-0721

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	4	4	県政報告会資料作成
8	火	4	4	県政報告会準備
9	水	4	4	県政報告会
10	木			
11	金	4	4	政務調査資料準備・整理
12	土			
13	日			
14	月	4	4	県政報告会資料作成
15	火	4	4	県政報告会準備
16	水	4	4	県政報告会
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	4	4	政務調査資料準備・整理
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月			
29	火	4	4	5月分政務活動費支出関係書類作成
30	水			
31	木	4	4	5月分政務活動費支出関係書類作成
計		44	44	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30年 5月 31日
会派・議員名 東堂陽一



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)44時間) × 単価 [1,250円] = 55,000円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

給与支払明細書

2018 年 5 月分 支給日 2018 年 5 月 31 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日	日間	労働時間	時間内	44	時間	分	時間外	時間	分
-----	----	------	-----	----	----	---	-----	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	55,000 円
控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円
差引支給額	55,000 円

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

整理番号	3-9-5-25
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	聖教新聞購読		
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日～平成 年 月 日	金 額	1,934 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	平成 30 年 5 月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

東堂 陽一 事務所 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 5 月分 領収日 5 月 31 日
領収金額 ￥1,934 ☆

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞	1,934	1	1,934




販売店 信幸
住 所 島田市向谷元町793-11
TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136
お申込No.

按 分 の 理 由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	100%	1,934 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
5.5	選抜少年野球学童部大東大会視察	事務所～大東総合運動場(往復)	44.0
5.5	「川に親し網もう！」視察	事務所～いいところ広場(往復)	26.0
5.8	掛川市文化協会総会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
5.8	本郷地区県道視察	事務所～本郷地内(往復)	10.0
5.8	掛川市食品衛生協会総会・意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
5.9	東堂陽一と県政を語る会(南部会場)	事務所～掛川市文化会館シオーネ(往復)	36.0
5.12	ヤマハの森 in 掛川植樹祭視察	事務所～沖之須地先(往復)	46.0
5.13	橘区視察・意見交換	事務所～橘区(往復)	6.8
5.13	掛川市子どもの読書活動を考える会総会・意見交換	事務所～掛川市中央図書館(往復)	9.8
5.14	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
5.16	東堂陽一と県政を語る会(北部会場)	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
5.17	掛川市地区協力雇用主会総会・意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
5.17	大東経済研究会総会・意見交換	事務所～大松(往復)	42.0
5.19	協働によるまちづくり中央集会	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
9.19	原田ふくし館まつり視察	事務所～原田ふくし館(往復)	17.2
5.19	梅橋地区原野谷川視察	事務所～梅橋地先(往復)	8.6
5.19	交通安全協会桜木分会総会・意見交換	事務所～桜木ホール(往復)	1.2
5.20	城西地区視察	事務所～城西地内(往復)	9.0
5.20	大野地区逆川視察	事務所～大野地先(往復)	22.0
5.20	大淵地区まちづくり協議会総会・意見交換	事務所～大淵農村環境改善センター(往復)	44.0
5.21	吉岡地区原野谷川視察	事務所～吉岡地先(往復)	13.0
5.21	梅橋地区原野谷川についての要望	事務所～袋井土木事務所(往復)	20.0
5.21	菊川改修期成同盟会総会	事務所～菊川市中央公民館(往復)	34.0
5.21	ダナン市との友好促進に関する意見交換	事務所～山本裕三事務所(往復)	8.4

整理番号	3-9-5-27
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	平成30年6月4日～平成 年 月 日	金額	7,582円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	平成30年5月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 8,702円+6,462円=15,164円÷2=7,582円 13 D30- 6- 4 電気料金 8,702 14 D30- 6- 4 電気料金 6,462 15 D30- 6- 4 16 D30- 6- 4 17 D30- 6- 4 18 19 20 21 22 23 24	
<small>※領収書記入金の場合のみお振替ができる予定日の説明 上記の欄に必ずお振替の通帳を記載してください。</small> 振替欄：お振替可能予定日 備考：摘要欄の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」または「*D*」等の印を必ず 記すこと。摘要欄の当日以後 印を記載しないこと。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	15,164円	1/2	7,582円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ポイントで、電気料金を節約する時代に!!

3-9-5-27

省エネや、普段の「ついで」でポイントをためて、電気代を節約できる!

カテエネポイントを「つかう」

電気料金のお支払いに! (100P=100円)

他社のポイントに交換できる!



カテエネポイントを「ためる」

電気料金やガス料金のお支払い額に応じて!*

ネットショッピング時にカテエネを経由するだけで!

200円(税込)=1P

Rakuten YAHOO! JAPAN SHOPPING など

電気使用実績などの省エネ情報のチェックで!

その他、ため方は多彩!

30~70P/月



詳しくは「カテエネ」で。

カテエネ

<https://katene.chuden.jp/>



いそいでカテエネに登録するニャ!

*対象の電気料金メニューへの加入が必要です。

検針日 5月22日	ご使用期間 4月19日 ~ 5月21日	ご使用日数 33日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数33日)
85 kWh	109 kWh

計器番号 953 第1計器	
当月指示数	4374.5
前月指示数	4289.3
差引	85.2

翌月(6月分)のご案内	検針日 6月20日
	ご使用期間 5月22日 ~ 6月19日
	燃料費調整単価(税込) -3円41銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
	16	040240566301060100000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

お問い合わせ先 各物件はカスタマーセンターで承ります。

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240

500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
●電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)
※参考値であり、ご請求額の内訳ではありません。
※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額 (うち消費税等相当額)	8,702円 644円
振替予定日	6月4日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,469円28銭
電力量料金 (うち燃料費調整額 -306円00銭)	986円85銭
再エネ発電促進賦課金	246円

燃料費調整単価(税込) -3円60銭/kWh
再エネ発電促進賦課単価(税込) 2円90銭/kWh

電気料金領収証 (口座振替払用)			
東堂陽一事務所 東堂陽一様 下記金額を口座振替により領収させていただきました。 平成30年4月分 (ご使用期間 3月20日~4月18日)			
お客さま番号		日程	16
領収金額 (うち消費税等相当額)	10,508円 778円	ご使用量	216kWh
振替年月日	平成30年 5月 2日	*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。	

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社

作成地: 名古屋市東区東新町

*本状により集金することはありません。

ポイントで、電気料金を節約する時代に!!

省エネや、普段の「ついで」でポイントをためて、電気代を節約できる!

カテエネポイントを「つかう」

電気料金のお支払いに! 100P=100円

他社のポイントに交換できる!



カテエネポイントを「ためる」

電気料金やガス料金のお支払い額に応じて!*

200円(税込)=1P

電気使用実績などの省エネ情報のチェックで!

30~70P/月

ネットショッピング時にカテエネを経由するだけで!

Rakuten YAHOO! JAPAN ショッピング など

その他、ため方は多彩!



詳しくは「カテエネ」で。

カテエネ

<https://katene.chuden.jp/>



いそいでカテエネに登録するニャ!

*対象の電気料金メニューへの加入が必要です。

検針日 5月22日	ご使用期間 4月19日 ~ 5月21日	ご使用日数 33日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数33日)
247 kWh	244 kWh

計器番号042 第1計器	
当月指示数	1994.6
前月指示数	1748.0
差引	246.6

翌月(6月分)のご案内	検針日 6月20日
	ご使用期間 5月22日 ~ 6月19日
	燃料費調整単価(税込) -3円41銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[Redacted]	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

お問い合わせ先 各用件はカスタマーセンターで承ります。

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240
500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
●電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)
※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。
※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額	6,462円
(うち消費税等相当額)	478円
振替予定日	6月4日

[ご請求予定額内訳]	
基本料金	1,123円20銭
電力量料金 1段料金	2,049円60銭
2段料金	2,727円96銭
(うち燃料費調整額 -889円20銭)	
おとく割	-100円00銭
初回引落割引額	-54円00銭
再エネ発電促進賦課金	716円

燃料費調整単価(税込)	-3円60銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込)	2円90銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一 様
下記金額を口座振替により領収させていただきました。
平成30年4月分 (ご使用期間 3月20日~4月18日)

お客さま番号	[Redacted]	日程	16
領収金額	6,091円	ご使用量	236kWh
(うち消費税等相当額)	451円		
振替年月日	平成30年 5月 2日		

*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力株式会社 作成地:名古屋市中区東新町
※本状により集金することはありません。